

平成 25 年度 **すすき野中学校・すすき野小学校・嶮山小学校**
学校運営協議会（「すすき野・嶮山ネット」）

1 学校運営協議会設置のねらい

【すすき野の子どもたちの豊かな成長を支えるネットワークづくりを目指した地域コミュニティの創造】

3校は近接地にあり、同一の連合自治会内に所在するとともに、地域自治会・町内会を共有している。以前より所属する「あざみ野・すすき野小中一貫教育ブロック」の中でも、小中の交流が盛んである。この度、協議会を立ち上げ、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいく。また、これまでの連携・協力関係を生かしつつ、合同で小中児童生徒及び教職員の交流、児童生徒の学力向上と教員の授業力向上、連携した児童生徒指導など、共通の課題解決に取り組むと考えている。したがって、従来の各校「懇話会」を発展的に改め、合同で「地域に根ざし、地域に開かれ、地域とともに歩む」学校づくりを目指す。

2 設置までの経過

平成 24 年 2 月	教育委員会に相談		
平成 24 年 4 月	第 1 回設置準備委員会	・基本構想	・委員構成等の検討
平成 24 年 5 月	第 2 回設置準備委員会	・組織構成等の検討	
平成 24 年 6 月	第 3 回設置準備委員会	・申請書の内容について検討	
平成 24 年 6 月	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会	・保護者・地域への説明	
平成 24 年 7 月	教育委員会に申請書を提出		
平成 24 年 9 月	教育委員会 9 月定例会で承認		
平成 24 年 10 月	発足		

3 学校運営協議会運営組織（平成 25 年度）

◎学校運営協議会委員（15名）

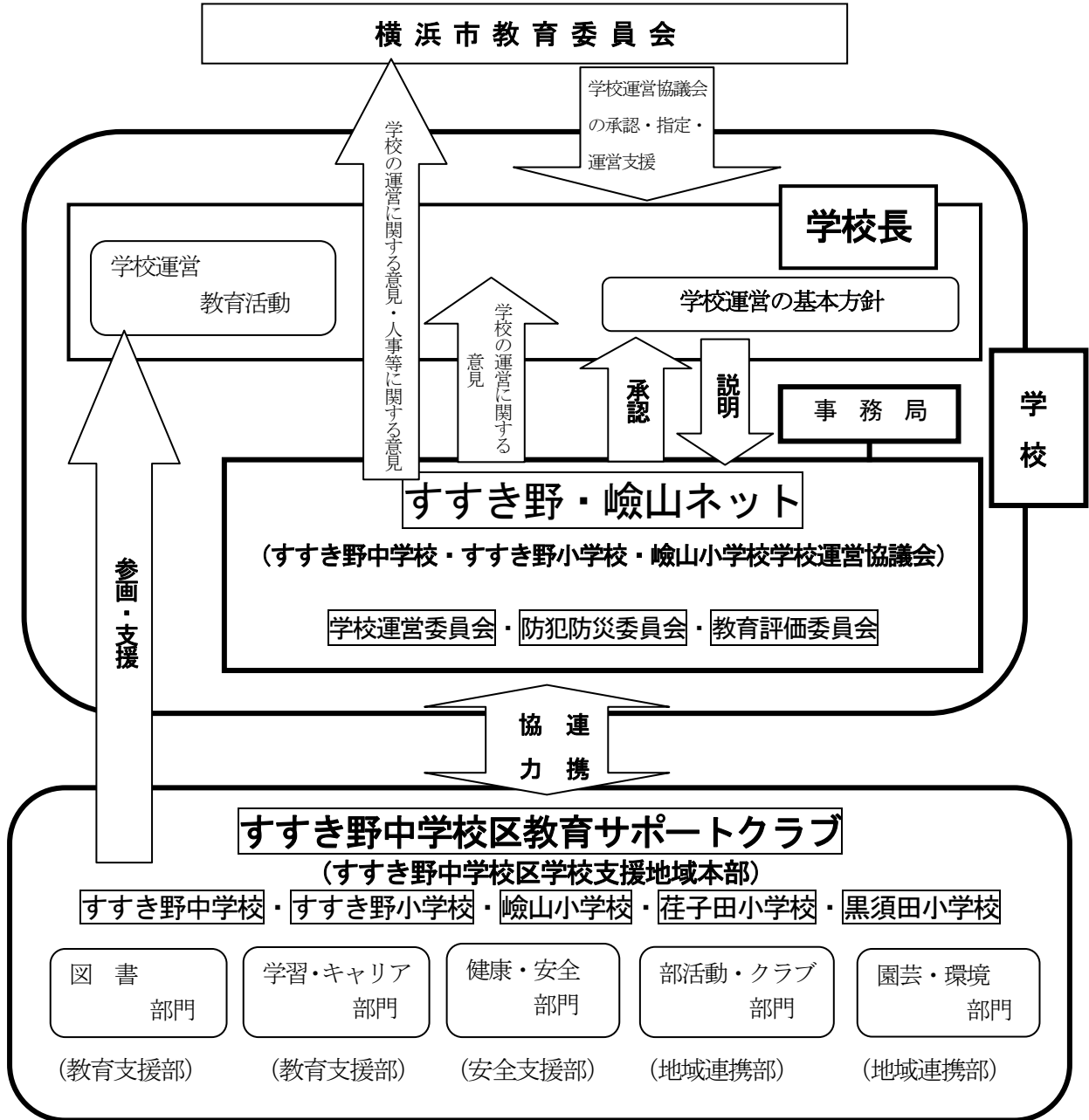
- 地域住民代表（8名）
- 保護者代表（3名）
- 学識経験者（1名）
- 学校関係者（3名）

◎専門委員会（学校運営委員会・防犯防災委員会・教育評価委員会）

・各委員会は、学校運営についての役割を分担する中心組織として活動する。

◎学校支援地域本部として別に「すすき野中学校区教育サポートクラブ」を設立し、連携した活動を行なう。

《組織図》



4 すすき野中学校・すすき野小学校・嶮山小学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、すすき野中学校・すすき野小学校・嶮山小学校 学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。略称を「すすき野・嶮山ネット」とする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営への参画の推進や連携強化を進めることで、保護者や地域住民等と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 協議会に会長、副会長（2名）及び書記（2名）を置く。

2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。

3 副会長及び書記は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。職務を行なう順位は、あらかじめ会長が定める。

6 書記は、本会の会議の記録を行い、会議録を調整する。

7 協議会に、必要に応じて委員会を設けることができる。

8 委員会の委員は、あらかじめ会長及び校長と協議の上、委員会代表を定める。

(会議)

第4条 協議会は、校長と協議の上、会長が召集する。

2 会議は、必要に応じて年4回以上開催する。

3 会議の議事は、会長がつかさどる。

4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行なう。

5 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会長は、必要があるときは、校長に報告又は説明を求めることができる。

7 校長は、会議に同席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(評価及び広報)

第5条 協議会は、教育評価委員会を中心に学校の運営状況等について評価を行なうなど、十分な学校関係者評価に取り組むとともに、事務局が協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域住民や保護者に対して積極的に情報を提供するものとする。

(付則)

この会則は、平成24年10月1日から施行する。